

鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(鎌ヶ谷市決定)

鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区中 48 号北中沢一丁目D生産緑地地区ほか5 地区を次のように変更する。

名 称		面積	備考	
番号	生 産 緑 地 名			
48	北中沢一丁目D生産緑地地区	約 0.20ha	一部廃止	△約 0.29ha
52	北中沢二丁目A生産緑地地区	約 0.29ha	一部廃止	△約 0.13ha
88	南初富二丁目B生産緑地地区	約 - ha	廃止	△約 0.23ha
89	南初富二丁目C生産緑地地区	約 - ha	廃止	△約 0.15ha
160	鎌ヶ谷八丁目A生産緑地地区	約 - ha	廃止	△約 0.05ha
169	南鎌ヶ谷二丁目B生産緑地地区	約 - ha	廃止	△約 0.83ha
合 計		6	地区	廃止 △約 1.26ha 一部廃止 △約 0.42ha 計 △約 1.68ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

下記理由により、生産緑地地区の区域及び面積について本書のとおり変更を行うものである。

¹ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第14条により、行為の制限が解除され、生産緑地地区としての機能が失われたことに伴い廃止及び一部廃止を行う。